

ハッピーオーナーズクラブ地方入厩予定馬

共有馬管理等に関する覚書

[共有馬]

馬名 * * * * *

****年*月**日生 [性別] * * 毛 父 * * * * * 母 * * * * *

記

第 1 条（共有代表馬主への委任）

共有者は、上記競走馬（以下「共有馬」という）を競走の用に供しかつ共有馬についての円滑な事務運営等を確保するため、次条に定める共有代表馬主に対し第 3 条に定める事項を委任するものとし、当該共有代表馬主はこれを専任により務める。

第 2 条（共有代表馬主）

共有馬の共有代表馬主は、会田 裕一 とする。

第 3 条（共有代表馬主の専任事項）

共有代表馬主の専任事項は以下のとおりとし、共有代表馬主は、かかる事項を遂行する権限及び義務を有する。

- (1) 販売者から共有馬の引渡しを受けること及び引渡しに関連する事項を決定すること
- (2) 育成場及び育成費を決定すること
- (3) 地方競馬全国協会（以下「N A R」という）への競走馬登録の可否及び時期を決定すること
- (4) N A R 等に対し当該共有馬の共有代表馬主として届出を行い、その他各種申請書類を提出すること
- (5) 預託厩舎を決定し、預託契約を締結すること
- (6) 入厩の可否及び時期を決定すること
- (7) 去勢の可否及び時期を決定すること
- (8) 競走の際の服色を決定すること
- (9) 調教及び出走スケジュール（海外における競走、中央競馬の指定又は特別指定交流競走の選択を含む）を共有馬の預託先調教師と協議のうえ決定すること
- (10) 地方競馬主催者等から賞金その他その名目を問わず馬主に対して交付される金員及び賞品等を受領、保管し、かかる金員を共有者に対しその持分割合に応じて支払うこと
- (11) 共有馬の保険加入額の決定、並びに、保険料及び 2 歳 1 月請求分以降の共有馬の飼養・育成にかかる費用を共有者に対しその持分割合に応じて請求し、これを受領、保管し、かかる費用の支払いに充てること
- (12) 共有馬に保険事故が発生した場合、保険約款に基づき保険会社に保険金の支払請求手続を行なうこと

(13) 競走馬登録の抹消を含め当該共有の終了時期を決定すること

(14) 上記登録抹消等の前後を問わず、共有馬の処分方法を決定すること及び売却処分の場合の価格を決定すること、並びに、売却処分の対価を受領し、これを共有者に対しその持分割合に応じて支払うこと

(15) 共有馬が牡馬の場合は、上記登録抹消後に種牡馬への転用の可否を決定すること

(16) やむを得ない事由により共有代表馬主を変更する場合には、新共有代表馬主を選任すること

(17) その他上記に関連する事項を決定し、実施すること

第4条（事務委託）

共有代表馬主は、前条に掲げる事項の事務取扱をハッピーオーナーズクラブ事務局（以下「事務局」という）に委託する。

第5条（共有者の遵守事項）

共有者は、第1条及び第2条に従って共有代表馬主に委任した事項に関しては、自らこれを行わないものとし、共有代表馬主及び共有代表馬主から事務委託を受けた事務局による円滑な業務遂行を妨げてはならない。競走馬登録に必要な免許証などの本人確認書類については、事務局の案内に従って遅滞なく提出する。また共有者は、N A R又は当該地方競馬主催者の馬主登録抹消ないし資格喪失要件に該当してはならない。

第6条（本覚書の付帯条項）

第3条に掲げる取扱事務の実施の詳細については、本覚書と一体をなす「ハッピーオーナーズクラブ地方入厩予定馬：共有馬管理等に関する覚書の付帯条項」（以下「付帯条項」という）に規定するものとし、共有者及び共有代表馬主はかかる付帯条項を遵守し、これに従うものとする。

ハッピーオーナーズクラブ地方入厩予定馬

共有馬管理等に関する覚書の付帯条項（「覚書付帯条項」）

「共有馬管理等に関する覚書」（以下「覚書」という）に基づいて共有者が共有代表馬主に委任した覚書第3条記載の各事項の実施細則（以下「付帯条項」という）は、以下のとおりとする。

第1条（事務の委託と事務局）

共有代表馬主は、覚書第4条に基づき、共有馬に係わる収入経費の計算・管理、保険金請求その他事務運営について、ハッピーオーナーズクラブ事務局（以下「事務局」という）に委託する。

事務局は、東京都豊島区東池袋1丁目32番5号 大熊ビル4Bに置く。

第2条（事務費の支払）

共有者は、月次事務費として1頭あたり月額1,100円（税込）を事務局に支払う。なお3頭以上共有の場合は一律3,300円（税込）とする。かかる月次事務費の請求期日は当月分について翌月の15日とし、その支払方法は原則として銀行振込またはディポジットによる精算によるものとする（振込期限は原則毎月末日）。また、共有馬が出走して賞金を獲得した場合には、共有者は賞金額の3%相当額を出走事務費として事務局に支払う。但し、その支払方法は、事務局から共有者に対して賞金分配金の振込みが行われる際に、同分配金から控除する方法によるものとする（第5条第1項を参照）。

第3条（預託料）

共有者は、2歳1月請求分より共有者の持分割合に応じた預託料を負担する。かかる預託料の支払期日は当月分について翌月15日頃とし、その支払方法は原則として銀行振込またはディポジットによる精算によるものとする（振込期限は原則毎月末日）。上記預託料には、厩舎預託料のほか、治療費、各種登録料（GⅠレース等の追加登録料を含む）、輸送費（引退退厩時を含む）、売却先決定までの間の繋養経費等（売却に至らなかった場合を含む）、共有者や調教師に進呈する記念写真等優勝記念品代金など、馬主慣行に則った共有馬の飼養管理に係わる一切の費用が含まれる。

第4条（保険）

1. 共有馬のうち、セレクトセール取引馬および北海道市場取引馬（1歳市場のみ）は市場取引価格と同額で「せり市場保険」に加入する（保険年度はセレクトセール取引馬は2歳8月1日の午後4時まで、北海道市場取引馬は2歳時の4月30日午後12時まで）。
庭先取引馬および預託繁殖の産駒については2歳4月30日まで有効の「育成馬保険」に加入する。サラブレッドオークション取引馬の保険加入については、その馬の状況によって判断し、募集案内に明示するものとする。

共有代表馬主は、当該共有馬に保険事故が発生した場合、事務局を通じて、保険約款に基づき

保険会社に保険金の支払請求手続を行なう。なお保険代金は、販売者が設定した馬代金に含まれるが、市場取引馬の場合保険金は馬代金ではなく市場取引価格に対して支払われるのでご留意願いたい。

2. 預託繁殖生産の募集馬に関しては、三井住友海上株式会社提供の「育成馬保険」に加入する。加入額は当該馬の募集ホームページの注意事項に記してあり、募集価格ではない事をご留意願いたい。なおこの保険は、能力試験合格時または2歳4月30日午後12時に失効する。

3. いわゆる「競走馬保険」には基本的に加入しないものとする(地方馬は中央馬と比べて特約が少なく保険料が高額なため)。但し当該共有馬の競走成績、血統背景等から将来繁殖馬となることが想定され、共有代表馬主において、その繁殖馬としての将来価値があると想定される場合には、共有代表馬主は、共有者の利益保護を主たる目的として保険加入の適宜判断を行う場合がある。その場合の保険料は共有者の負担とする。

4. 共有代表馬主は、共有馬について上記3に従って保険に加入した場合であっても、当該共有馬のその後の競走成績、馬齢等に照らし、保険に関する給付と負担の均衡を考慮したうえで、当該共有馬の翌年度以降の保険加入額の増額・減額または取り止めることが妥当と判断した場合には、共有者にその旨を通知することにより、当該共有馬の翌年度以降の保険加入額を減額または取り止めることができるものとする。

5. 上記3に従って競走馬保険に加入した場合、毎年12月の請求において、翌年度分(翌1月1日から1年分)の保険料を持分割合に応じて支払う。また、前項記載の事由により保険加入額が保険期間中に増額変更となる場合は、所定の手続に従い保険料の不足額を納入する。競走馬保険約款に基づき給付を受けた保険金は、その全額が持分割合に応じて共有者に支払われる。

6. 共有馬に不慮の事故が発生した場合は、保険金及び主催者等からの見舞金受領をもって共有者の全ての損害が填補されたものとし、共有者は、共有代表馬主、事務局、販売者及びその関係者に対して何らの請求もしないことを了承する。

第5条（賞金等の取扱い）

1. 共有者に対する賞金の支払事務については、共有馬が獲得した賞金（着外手当等各種手当を含む。以下同じ。）から進上金、源泉徴収所得税、預託料及び月次事務費、出走事務費（第2条を参照。賞金の3%）を控除した金額を、持分割合に応じて計算し、出走の翌月15日頃に送付する精算書に明示する。収支がプラスになった場合、払戻の希望があれば共有者の指定口座に6営業日以内に振り込みの方法により支払うものとする。但し、外国における競走に出走した場合は着金日翌月の精算とする。

2. 地方競馬場ごとに独自に規定される出走手当に類する交付金及び事故見舞金は、その全額が持分割合に応じて共有者に支払われる。

3. 共有馬が獲得した競馬主催者提供の賞品・副賞のうち、主催者購買価格が10万円を超える純金メダル及び金製品等賞品（冠スポンサーや協賛者提供の寄贈賞品及び参加賞等は除く）については、当該馬の共有者間（共有代表馬主を含む）に帰属するものとし、その配分等の方法については本項の細則をもって別途定める。なお、10万円以下の純金メダル及び金製品等賞品、寄贈賞品(種付権含む)、参加賞等については、共有代表馬主の帰属とする。

4. そのほか、N A Rの主催するグランダム・ジャパンのボーナス賞金など、競馬主催者もしくは競馬統括組織から各種褒賞金の交付を受けた場合は、交付通知に従い第1項記載の賞金支払い事務に準じて適宜共有者に支払う。また、共有馬の現役期間中に受けた、賞金及び事故見舞金とは異なる、いわゆる補助金等で比較的低額なものについては、これを共有者の帰属として取扱い預託料請求額から相殺する。但し、共有馬引退後に交付を受けた同補助金等については預託料との相殺がかなわないことから、共有代表馬主の受領とする。
5. 共有馬がGⅠ重賞競走（海外における同格の競走及びJ p nⅠ、SⅠ重賞を含む。）に優勝した場合、共有者は、馬主慣行に則った祝儀、優勝記念品制作、祝賀会等に要する経費（実費）を、その賞金の10%を超えない範囲内で持分割合に応じて負担するものとする。なお、優勝記念品については厩舎関係者等に贈呈する場合があります、本項に定める祝賀経費には、これらに要した経費が含まれる。
6. 支払期限が到来した馬代金、預託料、保険料、事務費等が未払である場合、第1項ないし第4項及び第7条に掲げる支払は、これら未払分が完納されるまでの期間、当該共有者に対して保留されるものとする。これら未払分が完納された場合には所定の支払手続に従って支払われる。なお、当該共有馬が賞金等を獲得していた場合であっても、共有者が馬代金、上記預託料、保険料、事務費等の支払の履行を怠った場合、これを滞納とみなして、当該共有者に対して、第10条第2項が適用される。滞納と賞金等との相殺は一切行わない。
7. 消費税法改正により2016年4月1日以降、国外事業者が日本国内で行う役務提供について、いわゆる「特定役務の提供」及び「リバースチャージ方式による消費税の申告・納税」が導入されており、外国人騎手（中央競馬の通年免許を付与されている外国人騎手を除く）が騎乗した場合の進上金（ここでは「国外事業者進上金」といい「特定役務の提供」に該当）にかかる消費税についても同様に扱われる。従って、該当する共有馬主は、同法の定めに従って「リバースチャージ方式による消費税の申告・納税」を行うものとし、事務局は、従来からの「進上金」と「国外事業者進上金」とを分別表示して当該申告・納税に資するよう努める。

第6条（海外遠征及び中央競馬の指定もしくは特別指定交流競走出走）

1. 共有馬を外国における競走出走させる（以下「海外遠征」という。）については、共有代表馬主がこれを決定し、事務局を通じてこの決定を共有者に通知する。
2. 海外遠征の場合、進上金の取扱いについては遠征先において適用される規定（控除率に関するものを含む。）に従う。但し、当該規定において本邦規定下にある調教師、騎手、厩務員等が進上金の支給対象とされていない又はその扱いが著しく異なる場合等においては、適宜本邦規定等を準用する場合があることを共有者は予め了承するものとする。また、共有者は、海外遠征に際して生じた検疫・輸送費及びその帯同人件費、登録料等の当該遠征の成功を目的とした一切の経費（騎手との間で別途報酬の定めを交した場合の報酬を含む。）について、遠征先で出走を取消した場合を含め、当該遠征馬の競走成績に関わりなく、これを負担するものとする。
3. 共有馬を、中央競馬の指定又は特別指定交流競走出走させるについては、共有代表馬主がこれを決定し、事務局を通じてこの決定を共有者に通知する。この場合において、J R Aの馬主登録のない当該馬の共有者については、当該年度の12月末まで有効となる期間限定の特別

措置によるＪＲＡ馬主登録を取得するものとし、登録免許税 9 万円等必要額を、各自事務局の案内に従って納めるものとする。

第 7 条（共有馬の売却・種牡馬転用等と販売者報酬）

1. 共有馬の共有は、共有代表馬主の決定に基づいて、当該共有馬を競走馬として第三者に売却譲渡した時点又は競走馬登録を確定的に断念もしくは同登録を抹消する、又は、能力的な限界もしくは馬体損傷等により在厩地区での競走馬としての使用を確定的に取りやめる場合のいずれか（以下これらを総称して「引退」という。）をもって終了し、かかる時点において共有者の共有持分権は消滅する（但し、第 3 項記載の「種牡馬賃貸」の場合を除く。）。
2. 現役もしくは引退した牡馬の共有馬を第三者に売却譲渡する場合、又はこれを種牡馬転用して売却譲渡する場合（種牡馬転用前に売却先等の馬主名義にて競走出走することを条件として売買契約を締結する場合を含む。なお、交渉の結果無償譲渡となる場合がある。）には、共有代表馬主からの委託に基づいて販売者（牧場）がその売却先の選択、売却条件の交渉、売買実行の手続等の任に当たる。かかる売却がなされた場合には、当該売買代金から売買諸経費（当該売買を行うために第三者に支出した実費等）を控除した売買純利益金（なお、ネットオークションを利用する売却の場合は、落札譲渡代金から売買諸経費を控除した金額）を基準として下記算定表に基づいて算出された金額をもって販売者の報酬とし、売買純利益金からかかる販売者の報酬を控除した残額が当該馬の所有者（共有代表馬主及び共有者）に持分割合に応じて支払われるものとする。

売買純利益金手数料

- 0円～500万円以下までの部分・・・0％
500万円超～1,000万円以下までの部分・・・10％
1,000万円超～5,000万円以下までの部分・・・20％
5,000万円超～2億円以下までの部分・・・30％
2億円を超える部分・・・40％

賃貸純利益予定総額等手数料

- 0円～500万円以下までの部分・・・0％
500万円超～1,000万円以下までの部分・・・10％
1,000万円超～5,000万円以下までの部分・・・20％
5,000万円超～2億円以下までの部分・・・30％
2億円を超える部分・・・40％

3. 共有馬の種牡馬転用が種牡馬賃貸の方法によってなされる場合は、概ね次の形式を採用することとする。共有者は、競走馬登録の抹消後も当該種牡馬を引き続き共有し、共有代表馬主が引き続き共有代表者を務める。当該種牡馬の賃貸契約期間は複数年（最長 5 年）とし、賃借人としての第三者繋養先にこれを賃貸する。賃貸期間において得られることが見込まれる予定賃貸料総額から、種牡馬繋養経費（預託料、保険料、種牡馬登録料、広告費等）を控除した残額である賃貸純利益金、又は、賃貸契約期間中に当該種牡馬について死亡もしくはその他の保険事故が発生したことによって給付される保険金及び賃貸純利益金実績額の合計額を基準として、下記算定表に基づいて算出される金額をもって種牡馬転用に関する販売者の報酬とし、賃

貸期間賃貸純利益金予定総額から同報酬を控除した残額が賃貸期間の各年度に按分されて当該種牡馬の所有者（共有代表馬主及び共有者）に持分割合に応じて支払われるものとする。

なお、賃貸期間中に当該種牡馬の死亡その他の保険事故の発生により種牡馬賃貸契約が中途終了し又は一定期間につき賃貸料収入が得られなかったことにより保険金が給付される場合には、上記算定表における「賃貸期間賃貸純利益金予定総額」（賃貸期間中に収受することが予定される賃貸純利益金の総額）はこれを「賃貸純利益金実績額及び受取保険金の合計額」（実際に収受した賃貸純利益金と受け取り保険金の合計額）と読み替えるものとする。この場合、保険事故発生年度より前の各賃貸年度においては、賃貸期間賃貸純利益金予定総額からこれを基準に算定された販売者の報酬を控除した残額を各年度に按分した金額が、また保険事故発生年度においては当該年度の賃貸純利益実績額と給付保険金の合計額からかかる合計額を基準に算定された販売者の報酬が控除された残額が一括払により、当該種牡馬の所有者（共有代表馬主及び共有者）に持分割合に応じて支払われるものとする。

種牡馬賃貸契約による種牡馬転用の場合、共有者は、賃貸期間が満了した時点において、当該種牡馬が10万円に消費税を加えた金額にて賃借人に譲渡されることに予め同意する。当該種牡馬については、死亡保険のほか、種牡馬導入初年度に受胎率保険及びその後の傷害や疾病による該当年度の種付頭数減少、受胎率の低下及び種付不能などの不測の損失（一部免責事項を除く）に対応するための保険に加入することにより、当初予定された賃貸料の所定割合が共有者のために確保される仕組みをとることを原則とする。

第8条（持分の譲渡）

共有馬の持分譲渡は基本的には出来ない。但し死亡・相続などやむを得ない場合に限り共有代表馬主の書面による事前承認の上行えるものとする。持分譲渡を希望する共有者は、事務局を通じ実印による押印がなされた「共有持分譲渡に関する届出書」及び印鑑登録証明書の提出により、譲渡承認の申請を行なうものとする。共有代表馬主の上記承認に基づいて譲渡が行われる場合、譲受人は名義書換事務費2万円（1口当り。消費税を含む）を事務局に支払う。

第9条（支払済み代金等）

共有者が支払った預託料、保険料、月次事務費、出走事務費等は、理由の如何にかかわらず返還されない。

第10条（遅延利息及び支払不履行等に起因する持分権の喪失）

1. 共有者が、第2条ないし第3条に規定される支払義務をその各期日に履行しない場合には、同期日の翌日から完済に至るまで、当該債務額に対し年率14.6%の割合による遅延利息を支払うものとする。
2. 共有者が、前項の支払義務を2ヵ月以上怠った場合、NARもしくは地方競馬主催者の馬主登録ないし資格が抹消され又は登録抹消ないし資格喪失要件に該当するに至った場合、又は、共有馬所有念書等競走馬登録に必要な書類提出を期限までに履行しないなど共有代表馬主及び事務局の円滑な業務遂行に対して重大な妨げとなる場合は、覚書第5条に規定する遵守事項に違反したものと見做し、何らの通知催告を要することなく共有者は当該共有持分権及びこれか

ら生ずる一切の権利喪失し、かかる共有持分権及びこれから生じる一切の権利は直ちに共有代表馬主に帰属するものとする。

3. 共有者は、事務局が、かかる不履行及び共有持分権の失効消滅に関する情報を購入馬預託先に提供すること、並びに共有者が覚書及び付帯条項に違反するなど共有代表馬主又は事務局の円滑な業務遂行を妨げた場合にかかる情報を購入馬預託先に提供することにつき、予め同意する。

第11条（管轄権を有する裁判所）

共有馬の管理、その他覚書及び付帯条項に規定された事項に関して紛議が生じた場合には、その訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

●付帯条項第5条第3項の細則

第1条（賞品の受領と配分方法）

1. 主催者購買価格が10万円を超える純金メダル及び、金製品、宝飾品等競馬主催者提供賞品（競馬主催者が提供する賞品であって、以下「賞品」という）については、受賞馬の共有馬主間に帰属するものとする。但し、冠スポンサーや協賛者提供の寄贈賞品（種付権含む）のほか、参加賞、優勝馬のレイ、賞状、盾及び優勝DVD等については共有代表馬主の帰属とする。

2. 事務局は、受賞馬の共有者のうちより、本細則第2条第1項及び2項（以下特に定めのない限り、本細則の条文を指す）に規定する手続に従って賞品購入者1名を募り売却する。かかる売却代金（以下「賞品売却代金」という）は、次項記載の事務経費を控除のうえ、持分に応じて共有馬主に支払われる。購入希望者がいないなどやむを得ない場合において、純金メダル及び金製品については、市中（金製品取扱い専門業者）に売却して換金する。また、宝飾品等、金製品以外が賞品である稀な場合で、第2条第3項の手続を経てもなお購入者が決定できない場合には、競馬主催者が購買した価格の1割にて共有代表馬主等に適宜売却して換金する。但し重賞競走の受賞賞品について、売買特約条項第7条第2項に基づいて販売者から買取り申し出があった場合は、これを優先的な売却先とし、売却価格は第2条第2項の定めによるものとする。

3. 事務局は、賞品売却代金から、賞品の保管その他の事務経費として2万円（消費税抜）を控除した後、これを持分に応じて共有者に配分する。

第2条（賞品購入者の特定とその方法）

1. 事務局は、次項に定める基準により賞品購入者を募る。購入希望者が複数の場合は、所定日時に抽選を行って購入者を決定する。

2. 前項の場合における賞品売却価格は、純金メダル及び金製品については市中にて換価する場合の時価相当額（金製品取扱い専門業者の取扱い手数料相当額等を控除後の金額とする）とす

るものとし、その価格が主催者購買価格の6割に満たない場合は、主催者購買価格の6割相当額をもって売却価格とする。また、金製品以外の宝飾品等にあつては、主催者購買価格の6割相当額とする。

3. 購入者の応募がなかった場合は、純金メダル及び金製品については金製品取扱い専門業者に売却する。また、宝飾品等、金製品以外の賞品である場合については、主催者購買価格の5割、4割、3割、2割、1割の選択制にて受賞馬の共有者のうちより購入者を募り、最高額提示者を購入者とする。最高額提示者が複数いる場合、第1項にならい抽選とする。

4. 賞品の購入者は、購入代金を所定の手続に従い、銀行振込の方法により直ちに納入する。購入代金の振込遅延及び購入の取り消しはできないものとする。

5. 前項に違反した場合、当該共有者は自らが持分を有するハッピーオーナーズクラブのすべての共有馬について、以後賞品購入者となれない。また、かかる他の共有者への迷惑行為については、付帯条項第11条第3項に規定する違反として取扱われる。

第3条（賞品売却代金の共有者への支払時期）

賞品売却代金は、第1条第3項に定める事務経費を控除のうえ、購入者から賞品購入代金の振込みを受けた月の翌月末に行なう。送金事務にあたっては、付帯条項第5条第6項の規定を準用する。

以上の、「共有馬管理等に関する覚書」、「共有馬管理等に関する覚書の付帯条項（「覚書付帯条項」）」、「付帯条項第5条第3項の細則」の合意を証するため、電磁的記録を作成し、共有者および共有代表馬主それぞれが電子署名の上、これを保管するものとする。

20**年**月**日

[共有代表馬主]

東京都豊島区東池袋1丁目32番5号 大熊ビル4B

ハッピーオーナーズクラブ 代表 会田 裕一

馬主登録番号 東京14-0049

[共有者]

東京都**区***丁目*番*号

馬主登録番号 東京**-****